

2025年2月6日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会を通して日本薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

◇ 今回の対象者：すべての保険薬局

◇ 1月29日に開催された中央社会保険医療協議会において、中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定（特定薬剤管理指導加算等の取扱いの見直し）の答申が行われ、また、医療DXに係る診療報酬上の評価の取扱いに関して諮問され即日答申されました。

◇ 調剤報酬における医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち「電子処方箋により調剤する体制を有していること」については、令和7年3月31日をもって経過措置期間が終了します。

◇ 医療DX推進体制加算を算定している保険薬局は、電子処方箋による調剤体制の導入が完了していただく必要があります。導入が完了していない保険薬局におきましては令和7年3月31日までに導入をお願いいたします。

◇ 電子処方箋管理サービスの導入にあたっては、令和6年度導入施設を対象として費用が補助されており、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から申請可能ですのでご確認ください。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/101989/>

6 福薬業発第464号
令和7年2月4日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定（特定薬剤管理指導加算等の取扱い）及び医療DXに係る診療報酬上の評価の取扱いに関する諮問・答申について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

医療DX推進体制加算を算定している保険薬局は、電子処方箋による調剤体制の導入が完了していただく必要があります。導入が完了していない保険薬局におきましては令和7年3月31日までに導入をお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。